

第28号議案

令和9年度仙台市立高等学校入学者選抜方針について

令和9年度仙台市立高等学校入学者選抜方針を別紙のとおり定めることにつき、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第15号の規定により、議決を求める。

令和7年12月22日

仙台市教育委員会
教育長 天野 元

令和9年度仙台市立高等学校入学者選抜方針

仙台市立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 各仙台市立高等学校長（以下「高等学校長」という。）は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあっては調査書等作成のための委員会を、仙台市立高等学校（以下「高等学校」という。）にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。

2 第一次募集

- (1) すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、第一次募集を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、学力検査の結果及び必要に応じて実施する面接、作文の検査結果に基づいて共通選抜と特色選抜の2通りの方法により選抜するものとする。
- (2) 学力検査
 - ア 学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
 - イ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

3 追試験

すべての高等学校は、第一次募集検査日当日に、やむを得ない事由により受験できなかった者を対象に、追試験を実施する。
この場合、学力検査、面接及び作文並びに選抜方法等については、第一次募集に準ずる。

4 第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみの審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接及び作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

5 社会人特別選抜

定時制課程の学科を有する高等学校においては、第一次募集において社会人を対象とした選抜を行うことができる。当該高等学校長は、学力検査について、弾力的に対応することができるものとする。